

泉大津市港湾エリア活性化事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、泉大津市（以下「本市」という。）内にある海側のエリアにおいて、魅力ある公共空間を創出し、市内外からの交流人口の促進を図ることを目的として、地域の多様な主体が本市まちづくりと一体となって活性化に取り組む事業に対し、予算の範囲内において泉大津市港湾エリア活性化事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、泉大津市補助金等交付規則（平成21年泉大津市規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付対象者)

第2条 補助金を申請することができる者は、民間事業者及び特定非営利活動団体等営利を目的としない団体又は複数の民間事業者・団体から構成される共同体（以下「団体等」という。）とする。ただし、団体等が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、当該団体等は補助金の申請をすることができない。

- (1) この要綱による補助金の交付を受けようとする経費に対して、国、地方公共団体その他公的団体等からの補助金等の交付又は経費の負担を受けている者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者
- (3) 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする法人その他公序良俗に反する法人等適当でないと認められる者。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行っている者。
- (5) 本市の市税を滞納している者。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める者。

(補助対象地域)

第3条 補助金の交付の対象となる地域は、本市内における大阪府道29号大阪臨海線より海側のエリアのうち、別表1に掲げる地域とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるいずれかを満たすものとする。

(1) にぎわいを創出するイベント事業

(2) にぎわいを創出する施設整備事業

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表2及び別表3に掲げる経費とする。

（補助金の額等）

第6条 第4条第1号に掲げる事業に係る補助金は、前条に規定する補助対象経費の2分の1以内とし、1補助対象事業の限度額は、100万円とし、予算の範囲内において交付する。

2 第4条第2号に掲げる事業に係る補助金は、前条に規定する補助対象経費の4分の3以内とし、次年度以降は2分の1以内とし、予算の範囲内において交付する。ただし、別表1に掲げる地域のうち助松埠頭先端緑地は、初年度においても2分の1以内とする。

3 補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

（補助回数の制限）

第7条 補助金の交付は、同一の年度内において1回のみとし、同一の事業に対し、3回を限度とする。

（交付申請）

第8条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、市長が定める期日までに、港湾エリア活性化事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 団体概要書（様式第2号）

(2) 事業計画書（様式第3号）

(3) 収支予算書（様式第4号）

(4) 見積書（任意様式）（第4条第2号に掲げる事業に限る。）

(5) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、補助金の交付を決定するものとする。

（交付決定通知）

第10条 規則第6条の規定による補助金交付決定通知は、港湾エリア活性化事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により行うものとする。

(変更等の承認)

第11条 規則第5条第1項第2号及び第3号の規定に基づく市長の承認を受けようとする場合は、港湾エリア活性化補助事業変更・中止・廃止承認申請書(様式第6号)に変更の内容及び理由又は中止若しくは廃止の理由を記載した書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の承認を行う場合は、港湾エリア活性化補助事業変更・中止・廃止承認通知書(様式第7号)により行うものとする。

(交付決定取消通知等)

第12条 規則第7条及び第16条並びに前条の規定による補助金交付決定の全部若しくは一部の取消し又は決定内容若しくはこれに付した条件の変更は、港湾エリア活性化事業補助金交付決定(一部)変更・取消通知書(様式第8号)により行うものとする。

(実績報告)

第13条 規則第11条の規定による実績報告は、港湾エリア活性化補助事業実績報告書(様式第9号)に次の各号に掲げる書類を添付し、補助事業終了後30日以内又は当該補助金を交付した会計年度の4月10日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(1) 実施結果報告書(様式第10号)

(2) 収支決算書(様式第11号)

(3) 領収書の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、規則第12条の規定による補助金の額の確定の通知は、港湾エリア活性化事業補助金確定通知書(様式第12号)により補助金交付団体に通知するものとする。

2 前項の規定により確定する交付すべき補助金の額は、第6条の規定により算出する額又はその交付決定額のいずれか低い額とする。

3 交付額の確定にあたり、事業の実施に伴う収入があり、補助を受けることによって収益が生ずる場合は、補助金の額から収益相当額を控除する。

(補助金の請求)

第15条 補助金交付団体は、規則第14条の規定による補助金の請求を、前条の補助金の額の確定通知を受領した日の翌日から起算して10日以内に港湾エリア活性化事業補助金交付請求書(様式第13号)により市長に請求しなければならない。

(検査及び事業効果の報告)

第16条 補助事業者は、補助事業の完了した日が属する会計年度の終了後5年間に於いて、市長が職員に、補助事業の運営及び経理等の状況について検査させた場合、又は補助事業の事業効果について報告を求めさせた場合には、これに応じなければならない。

(その他)

第17条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、市長が別にこれを定める。

附 則

この要綱は、公告の日から施行する。

附 則

この要綱は、公告の日から施行する。

附 則

この要綱は、公告の日から施行する。

附 則

この要綱は、公告の日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

施設名	位置
旧港地区先端緑地 (なぎさ公園) 及び物揚場	泉大津市なぎさ町 8 番 1 号
汐見公園	泉大津市汐見町 111 番地の 1 外
助松埠頭先端緑地	泉大津市小津島 7 番地外

別表 2 (第 5 条関係)

にぎわいを創出するイベント事業

区 分	摘 要
●事業の周知や地域の PR 等を図るために要する経費 ポスター、チラシ等の制作費／新聞折り込み広告経費／新聞、雑誌等への広告掲載料／案内看板等の製作費／コピー代	申請者若しくは申請者と関連する団体やその役員、会員若しくは従業員対して支出する経費は除く
●会場の設営、運営等に要する経費 舞台設営、電気、装飾、照明、音響設備工事等に係る工事費／イベントの企画、運営の委託に要する経費／会場警備、廃棄物処理等を委託する経費／会場賃借料	
●出演者等への出演料に要する経費	
●事業実施に要する諸経費 賠償責任保険料、傷害保険料等／道路使用許可手数料／事業系一般ごみ処理手数料又はごみ処理券購入費	
●上記経費に付随する経費 事業のために臨時に雇い入れた短期雇用者の賃金／事業実施に直接必要な消耗品費／光熱水費／撮影代／振込手数料	

別表 3 (第 5 条関係)

にぎわいを創出する施設整備事業

区 分	摘要
●施設整備のための工事請負費	
●上記の工事実施に係る施工監理等の委託費	
●施設整備に必要な機器・設備・備品等の購入費及びリース費	
●施設整備に必要な原材料費	

様式第1号（第8条関係）

年 月 日

泉大津市長 様

所在地
団体名
代表者

印

年度 港湾エリア活性化事業補助金交付申請書

標記の補助金に係る事業を下記のとおり行うので、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

記

1 補助事業名

「 」

2 補助事業対象期間

補助金の交付決定の日 から 年 月 まで

3 事業に要する経費及び補助金交付申請額

- | | |
|---------------|---|
| (1) 総事業費金 | 円 |
| (2) 補助対象経費金 | 円 |
| (3) 補助金交付申請額金 | 円 |

4 添付書類

- (1) 団体概要書（様式第2号）
- (2) 事業計画書（様式第3号）
- (3) 収支予算書（様式第4号）
- (4) 見積書（任意様式）（第4条第2号に掲げる事業に限る）
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第8条関係）

団体概要書

団体名		
所在地	(〒 —)	
代表者氏名		
設立年月日	年	月 日
構成員数	名	
事業内容		
担当者連絡先	氏 名	
	住 所	
	電 話	
	携 帯 電 話	
	メールアドレス	

事業計画書

団体名	
事業名	
事業区分 (該当に☑)	<input type="checkbox"/> にぎわいを創出するイベント事業 <input type="checkbox"/> にぎわいを創出する施設整備事業
1 事業の目的（必要性） (目標来場者数 人)	
2 実施内容及びスケジュール	
3 期待される効果（数値等を用い具体的に記入）	
4 事業の実施体制	
5 次年度以降の継続性及び採算確保のための具体的な方策	

様式第4号（第8条関係）

収支予算書

団体名 _____

事業名 _____

1 収 入

項 目	金 額	積算内訳
自己資金	円	
事業収入	円	
協賛金・寄付金等	円	
その他	円	
市補助金	円	
合 計	円	

2 支 出

項 目	金 額	内申請対象経費	積算内訳
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
合 計	円	円	
補助金交付申請額		円	

年 月 日

団体名
代表者

泉大津市長



年度 港湾エリア活性化事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった港湾エリア活性化事業補助金については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 補助金の交付対象となる事業名

「
」

2 交付決定額

金 _____ 円

3 補助の条件

- (1) 補助金をその目的以外に使用しないこと。
- (2) 補助事業の内容、経費の配分（各費目の20%以内の変更を除く）又は事業計画の変更をする場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、遅滞なく市長に報告して、その指示を受けること。
- (5) 市長が、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、報告を求め又は職員に事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる必要があると認めたときは、これに協力すること。
- (6) 泉大津市補助金等交付規則及び泉大津市港湾エリア活性化事業補助金交付要綱の定めに従うこと。
- (7) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、補助金を他の用途に使用したとき、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に基づく市長の処分に違反したときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

4 この補助金に係る実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添付し、補助事業終了後30日以内又は当該補助金を交付した会計年度の翌年度の4月30日のいずれか早い日までに市長に提出すること。

- (1) 事業実施報告書 (2) 収支決算書 (3) 領収書の写し (4) その他市長が必要と認める書類

様式第6号（第11条関係）

年 月 日

泉大津市長 様

所在地
団体名
代表者

印

年度 港湾エリア活性化補助事業 変更・中止・廃止 承認申請書

年 月 日付（ 第 号）をもって交付決定の通知のあった標記事業の内容を下記のとおり変更・中止・廃止したいので、承認を申請します。

記

1 補助事業名

「 」

2 変更・中止・廃止の内容

3 変更・中止・廃止の理由

様式第7号（第11条関係）

年 月 日

団体名
代表者

泉大津市長



年度 港湾エリア活性化補助事業 変更・中止・廃止 承認通知書

年 月 日付けで申請のあった標記事業の内容の変更・中止・廃止について、下記のとおり承認します。

記

1 補助事業名

「

」

2 承認内容

3 付帯条件

様式第8号（第12条関係）

年 月 日

団体名
代表者

泉大津市長



年度 港湾エリア活性化事業補助金交付決定（一部）変更・取消通知書

年 月 日付けで交付決定した内容を次のとおり（一部）変更・取消決定をいたしましたので、通知します。

記

1 補助事業名

「 」

2 変更・取消の内容

3 変更・取消の理由

年 月 日

泉大津市長 様

団体名
所在地
代表者 ⑩

年度 港湾エリア活性化補助事業実績報告書

年 月 日付（ 第 号）により交付決定の通知のあった標記補助事業が完了したので、下記のとおりその実績を報告します。

記

1 補助事業名

「 」

2 交付決定額

_____ 円

3 添付書類

- (1) 実施結果報告書（様式第10号）
- (2) 収支決算書（様式第11号）
- (3) 領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

4 本報告についての連絡先等

担当部署(担当者)			
所在地			
電話番号		携帯電話	
メールアドレス			

補助事業名	
事業区分 (該当に <input checked="" type="checkbox"/>)	<input type="checkbox"/> にぎわいを創出するイベント事業 <input type="checkbox"/> にぎわいを創出する施設整備事業
1 実施期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
2 具体的な事業内容と成果	
3 成果	 (来場者数 人)
4 補助事業における次年度以降の取組予定	

収支決算書

団体名 _____
 事業名 _____

1 収 入

項 目	金 額	積算内訳
自己資金	円	
事業収入	円	
協賛金・寄付金等	円	
市補助金	円	
合 計	円	

2 支 出

項 目	金 額		積算内訳
		内請求対象経費	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
合 計	円	円	
補助金交付申請額		円	

様式第12号（第14条関係）

年 月 日

団体名
代表者

泉大津市長



年度 港湾エリア活性化事業補助金確定通知書

年 月 日付（ 第 号）により交付決定した 年度港湾エリア活性化事業補助金については、年 月 日付けをもって提出された実績報告書を審査した結果、補助事業の成果が当該補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるので、下記のとおり交付額を確定したので通知します。

記

交付確定額

円

様式第13号（第15条関係）

年 月 日

泉大津市長

所在地

団体名

代表者

⑩

年度 港湾エリア活性化事業補助金請求書

年 月 日付（ 第 号）をもって確定通知のあった標記補助事業について、下記のとおり請求します。

記

1 補助事業名

「 」

2 交付決定額 円

3 交付確定額 円